平成２２年（フ）第８７号
福島県大沼郡会津美里町字本郷道西甲257番地　道西団地１棟６号
債務者　小原　磨紀
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
神奈川県伊勢原市岡崎6955番地の８
債務者　樋口　孝次
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３２号
神奈川県厚木市中依知149番地１
債務者　岡崎小太郎
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３３号
神奈川県厚木市中依知149番地１
債務者　岡崎　昭子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０６号
新潟市北区かぶとやま１丁目６番地６
債務者　坂上　英利
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５号
愛知県犬山市大字塔野地字長見24番地　２棟209
債務者　馬場　正明
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９３号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字長福寺８番地５
債務者　荒木　和宏
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８５号
山口県下松市南花岡１丁目10―１　アペリオワン301号
債務者　川並さおり
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第８８号
山口県周南市泉原町10番１号福祉ホームおあしす
債務者　安吉　伸也
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９６号
山口県周南市羽島２丁目11番８―303号
債務者　岡本　　諭
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１１７号
香川県高松市新田町甲2719番地ケアハウスサンリッチ屋島308号
債務者　植野　兼廣
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７５号
香川県高松市花園町２丁目８番21労住協第一ビル302号室
債務者　長尾　壽子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１５号
香川県観音寺市観音寺町甲2672番地
債務者　近藤　京子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１４４号
茨城県石岡市東石岡３丁目８番４―306号　新池台団地
債務者　紫葉　一隆
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６３０号
愛知県春日井市穴橋町1606番地127
債務者　太田　史彦
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５０号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地11　宮津団地３棟402号
債務者　藤川　真紀
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４９号
名古屋市守山区金屋１丁目５番６号　第二田辺ハイツ201号
債務者　夫津木順子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９２号
名古屋市瑞穂区彌富通４丁目39番地　弥富荘西角
債務者　林　　珠惠（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部